年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。国民年金の加入手続と保険料納付は亡くなった私の父がしてくれた。昭和48年11月の結婚後は、義父が私と主人の分を含めた同居家族の保険料をA村役場(現在は、B市C区D出張所)に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、納付意識は高かったものと認められる。 また、申立期間において、同居の家族は保険料が納付済みであるとともに、 申立期間前後の保険料が期限内納付されていることを考慮すると、申立人の義 父が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間及び昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで

② 昭和49年4月から同年6月まで

③ 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。Aへ転居後は、私自身で加入手続を行い、保険料も自ら納付した。区役所から届いた納付書に関しては、すべて支払いを怠ることはなかったので、各申立期間の保険料が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間については、海外転居直前の 1 か月を除き保険料を納付している上、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、納付意識は比較的高かったものと考えられる。
- 2 申立期間②については、3か月と短期間である上、社会保険事務所の記録により、昭和51年2月ごろに、47年4月から48年3月までの保険料が特例納付されていることが確認でき、この時点においては申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間②直後の期間は保険料が納付済みであることから、納付意識の高い申立人が、この時点において過年度納付が可能であった申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3 申立期間③については、3か月と短期間である上、申立期間直前の3年6か

月間は保険料が納付済みであり、かつ、申立人の申立期間前後の保険料納付方法に関する記憶は具体的かつ鮮明であることを考慮すると、申立人が、現年度納付が可能であった申立期間③の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

4 一方、申立期間①については、申立期間直前の昭和47年4月から48年3月までの保険料を特例納付したことが確認できる51年2月時点においては、申立期間は特例納付の対象期間ではない上、時効により過年度納付もできない。また、社会保険事務所保管の第2回特例納付に係る納付者リストにより、申立人と同時期に保険料を特例納付した申立人を含む26人の被保険者について、昭和48年度分に係る保険料の納付状況を調査した結果、26人はいずれも48年度分の保険料を納付していないことが確認できる。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。両親が自営業で国民年金に加入しており、家業を手伝っていた私が20歳になった時に親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。両親から「間違いなく手続をして、保険料を納めてきた。」と聞かされていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は、国民年金制度発足時から加入し、保険料をすべて納付している上、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳到達直後の昭和51年3月9日ごろ払い出されたことが確認できることから、申立人の両親の年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことを考慮すると、加入直後の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年3月までの期間及び48年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年3月まで

② 昭和48年4月から同年5月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、銀行を退職してからあまり日を置かずに私自身が 市役所で行った。国民の義務である国民年金保険料の未納は絶対に許されな いと考え、保険料は60歳まで忠実に納付した。

また、申立期間当時は、毎月自宅に集金に来ていた地区の集金人に、家族 全員の保険料を私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされているこ とに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、それぞれ2か月、計4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、昭和58年度以降においては平成2年度を除き各年度の保険料を前納するなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、自宅に集金に来ていた地区の集金人に納付していたとしているところ、事実、申立人の居住していた地区の現自治会長からは、申立期間当時、同地区には国民年金の納付組織が存在し、集金人による集金が行われていた旨の証言が得られたことから、地区集金で保険料を納付したとする申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の申立期間前後の加入期間は保険料が納付済みであることを考えると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかった

とするのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 46 年 1 月から 3 月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和44年5月ごろ、父がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。 私は、申立期間当時、長兄、次兄と3人で、家業の製パン業を手伝っていた ので、父が兄弟3人分の保険料を納付していてくれた。

長兄、次兄の申立期間の保険料は納付済であるのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加 入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、その長兄及び次兄とともに家業の製パン業を手伝っていたので、その父が申立人、長兄及び次兄の3人分の保険料を納付していたとしているところ、事実、社会保険事務所の納付記録では、長兄及び次兄に係る申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ未納であるのは不自然である。

さらに、申立人の昭和 45 年 4 月から同年 12 年までの納付記録が、平成 20 年 7 月に未納から納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。国民年金の加入手続は、私自身で行った記憶があり、毎月の保険料は出張検認に来ていた市の職員に納付した。当初、申立期間直前の昭和45年4月から同年9月までの納付記録が未納になっていたが、所持していた国民年金手帳の検認記録により、この期間の納付記録が未納から納付済みに訂正されている。申立期間も間違いなく保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、納付意識は高かったものと認められる。 また、申立期間前後の保険料が納付済みであり、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、自身が所持していた国民年金手帳の検認記録により、それまで未納とされていた納付記録が納付済みに訂正されたとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立期間直前の昭和45年4月から同年9月までの期間の納付記録が、平成20年10月15日に未納から納付済みに訂正されていることが確認できるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年4月までの期間及び59年6月から60年2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から58年4月まで

② 昭和59年6月から60年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和57年6月から58年4月までの期間及び59年6月から60年2月までの期間の納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間は、会社を辞めてすぐに自分でA市役所(現在は、B市役所C支所)に行き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。当時、市役所では、国民年金に加入しないと国民健康保険の保険証をくれなかった。私は当時、通院していたが、医者にかかれていたことが国民年金に加入していたことの証明である。

保険料は、毎月、自治会の班長に国民健康保険の保険料と一緒に納付していた。国民健康保険料と合わせて、月額2万円強の金額であったと記憶している。

このため、両申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市役所(当時)では、国民健康保険の加入に当たって、国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できない取り扱いだったと主張しているが、B市役所は、当時のA市役所においては、国民健康保険の加入を希望する市民に国民年金への加入を勧めていたのは事実であるが、決して強制的ではなかったと回答しているなど、申立人が主張する国民健康保険の加入手続と国民年金の加入手続との一体性をうかがわせる周辺事情が見当た

らない。

また、社会保険庁の記録により、申立期間以外の期間においても、未加入及び未納期間が確認できるなど、申立人は国民年金と厚生年金保険との切替を適切に行っていなかったことがうかがえる上、申立期間は、いずれも厚生年金保険加入期間に挟まれた未加入期間とされているため、A市役所(当時)は納付組織に対して保険料の収納を委託することができず、申立人は保険料を納付できなかったものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期 間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、 ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から33年8月1日まで

昭和30年4月からA社に勤務していたが、勤務期間の一部について、厚生年金保険被保険者期間が確認できない。勤務していたことは確かなので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務していた同僚及び申立人の兄の証言から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚6人がA社への入社から厚生年金保険被保険者の資格取得まで4か月から15か月までの期間があったと証言している上、同僚の証言から申立人の二人の姉も同社における入社日から資格取得日まで40か月以上の期間があったことが推認できることから、同社では、従業員を必ずしも採用直後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間において、給与については事業主であるその父が大部分を管理していたと主張しており、保険料控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月26日から39年1月1日まで昭和29年から38年12月末日まで勤務したA社での期間と39年1月1日から勤務したB社での期間の間に、厚生年金保険未加入期間があることが判明した。A社入社後、経理、労務管理の仕事に就いており、B社に転職した際の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出は自分が行った。したがって、未加入期間があることはあり得ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を申立人と一緒に退職したとするその妻の厚生年金保険の資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日の昭和 38 年 12 月 26 日となっているところ、健康保険の療養記録欄には健康保険被保険者資格喪失者が行う継続療養手続きの記録が確認できる上、申立人の妻は継続療養に係る傷病に罹ったことを認めていることから、同日を資格喪失日として同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続が行われていたことがうかがえる。以上のことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失手続が社会保険事務所の記録どおりに行われたことが推認できる。

また、申立人は、A社において経理、労務管理の業務に従事し、同社からB社に転職した際の厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出は申立人が行い、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されたとしているが、給与の額及び厚生年金保険料の控除額については覚えていないと主張している。

さらに、A社も申立期間における申立人の保険料控除及び申立てどおりの資格の取得及び喪失の届出については不明と回答していることから、厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月26日から39年1月1日まで

② 昭和40年8月1日から同年10月14日まで

申立期間①については、A社に昭和35年から38年12月末日まで勤務しており、同社からB社への転職に伴う厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出は、当時、両社の経理及び労務管理を担当していた夫が行っており、未加入期間があることはあり得ないので、調査してほしい。

申立期間②については、C社に昭和40年8月1日から勤務しており、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社では、申立人が勤務していたことは確かであるが、具体的な勤務期間は不明であると回答している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の療養記録欄には、健康保険被保険者資格喪失者が行う継続療養手続の記録が確認できる上、申立人は継続療養に係る傷病に罹ったことを認めていることから、昭和38年12月26日を資格喪失日として同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失手続が行われたことがうかがえる。

さらに、A社を一緒に退職したとする申立人の夫の資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同じ昭和38年12月26日であることが確認できる上、同社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び被保険者資格喪失の届出については不明と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

2 申立期間②について、C社の代表取締役(申立人の夫)からの回答により、 申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、当該代表取締役からは申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとの回答が得られた。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年10月14日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当しなかった期間であることから、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

3 申立人は、申立期間①及び②のいずれにおいても、事業主により給与から 厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生 年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除につ いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月又は同年3月ごろから同年10月13日

又は同年10月14日まで

昭和32年2月から同年10月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入していない旨の回答を得た。このころは、A社に勤務していた。保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間と同時期にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が、申立人のことを記憶していると証言していることから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は申立人の保険料控除等については、記録が残っておらず不明であると回答している上、同社の当時の総務及び給与計算を担当していた同僚は、半年ぐらいの見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入していない可能性が強いと証言しており、他の複数の同僚も、当時は6か月から1年程度の見習期間があり、正社員となってから厚生年金保険料を控除されたと証言している。

また、申立人は、保険料は給与から控除されていたと主張しているものの、 その金額について具体的な記憶は無く、保険料控除を確認できる給与明細書等 の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :① 昭和41年2月16日から43年3月31日まで

② 昭和43年7月16日から46年7月16日まで

③ 昭和47年3月15日から同年4月6日まで

何年か前に昭和41年から47年ごろまでの年金記録を社会保険事務所に問い合わせたところ、記録が無いとの回答であった。昨年記録が見つかったが脱退手当金が支給済みとのことであった。照会記録を見たところ、私の氏名が間違っている上、3年ほど経ってから脱退手当金の支給を受けたことになっていた。当時は産後で請求に行くのは無理な状態であった。年金手帳その他証明するものは無いが、私は支給を受けた覚えが無いので再度調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の姓が事業所を退職した約3年10か月後の昭和51年1月29日にA姓からB姓に変更されたことが記載されており、申立人の脱退手当金は、50年11月18日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求を契機に姓の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために異なっているものと考えるのが自然であるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は

見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間にかかる脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年3月3日まで

私が代表取締役を務めていたA社が倒産した際、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員に、滞納保険料が払えなければ過去にさかのぼって代表取締役の標準報酬月額を低額に引き下げて、その分の差額保険料を滞納分に充当すると言われた。国の指導と言われ、やむを得ず了承したものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人のA社における平成9年7月から10年2月までの標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月3日より後の同年3月18日に、59万円から15万円に引き下げる訂正処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間当時に、同社の代表取締役であったことが確認できる。また、申立人は、A社が厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、保険料の滞納を解消する旨の指導を受け、やむなく了解して当該処理を行う届出を行ったと主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がA社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年12月まで

② 昭和30年12月から32年6月1日まで

高校を卒業後、昭和30年4月に従弟が社長をしているA社に入社した。 30年6月ごろ社長から「厚生年金に入れたぞ。」と言われたことを記憶しているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和30年12月にB社C工場の臨時工採用試験を受験し同社C工場 に臨時工として就職した。31年3月又は同年4月ごろ厚生年金保険に入れ たと言われたはずなので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚の証言から、期間は特定できないもの の、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「申立人は、次の就職先が決まるまで当該事業所にアルバイトとして勤務していたので、会社側は、申立人を社会保険に加入させていなかったと思われる。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立期間における健康保険 厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番 号に欠落も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は「臨時工採用試験を受験しB社C工場に臨時工として就職した。」と証言しており、元同僚の証言からも、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に臨時工として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚15人のうち連絡のとれた6人は、いずれも「入社日の記憶は明確ではないが、当該事業所には臨時工として採用され、臨時工であった期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立期間における健康保険 厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番 号に欠落も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る資料を保有しておらず、 申立てどおりの届出を行ったか否かについては不明としており、申立てに係 る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年1月まで

昭和45年10月から47年1月までA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の当時の庶務課長が保管していた住所録から、 申立人が申立期間後の昭和48年3月1日から同事業所に勤務していたことが 推認できるものの、申立期間における勤務については確認できない。

また、当該事業所の庶務課長は、「保険料負担のため見送られていた社会保険の加入について、昭和49年6月に従業員全員で話し合ったことがある。」と証言していることから、それまでは給与から保険料が控除されていなかったと推認される。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年11月1日であり、厚生年金保険被保険者の資格取得が同日である同僚4人は同年10月まで国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、社会保険庁の記録から、昭和45年9月から50年7月までの期間は国民年金に加入し、46年12月から47年2月までの期間及び50年7月を除き、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所 :2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年6月まで

職務上の免許を取得するためにA市の試験場に行った際、B社(現在は、C社)の人から就職の勧誘を受けた。職務上の免許取得前からでも来てほしいと言われ、農繁期には休めるという条件だったので同社D営業所に入社した。入社は、昭和47年7月ごろだったと思う。48年1月の給与明細では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた申立人に係る従業員台帳によると、雇入年月日が昭和48年6月23日、職務上の免許取得日が同年7月9日、前歴欄にはE事業所を48年5月退社と記載されており、申立人が提出した辞令及び当該事業所が保管する辞令簿からは、申立人が本雇となったのは48年11月21日であることが確認できる。

また、B社は、申立人が提出した給与明細書に記載されているコード番号等について、職種「33」は担当職種、社員コード「73516」の「73」は入社年、「516」は当該年における採用一人目が「500」であることを示し、また、控除欄の「共組」は共済組合費で、「労組」は労働組合費であるとしており、共済組合費及び労働組合費とも本雇前には給与から控除されないとしているものの、同明細書には「共組」及び「労組」欄に控除額が記載されている。

以上のことから判断すると、申立人について、職種が職務上の免許取得前でありながら職務担当者であること、本雇の辞令前にもかかわらず共済組合費及び労働組合費が控除されていること等、提出された給与明細書には不自然な点が多くみられることから、これが昭和48年1月のものであるとは認め難い。

一方、上記の従業員台帳については、申立人の主張する入社日から職務上の 免許を取得するまでの期間(約10日間)と同台帳に記載されている入社日から同免許取得までの期間(16日間)がほぼ一致していること、及び申立人は 同台帳に昭和48年5月退社と記載されているE事業所に勤務していた記憶が あるとしていることから、同台帳の記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から37年7月まで

② 昭和37年10月から39年3月まで

申立期間①について、社会保険事務所の記録によればA社での厚生年金加入期間はわずか1か月ということだが、1年ぐらい勤務している。なぜ勤務期間の途中で社会保険を喪失させたのか納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、B社では人夫として働いていた。正社員ではなかったが、厚生年金保険には加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元事業主の妻の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、元事業主も他界している上、同社が事務を委託していたとされる会計事務所も社会保険に関する事務を行っていないとしていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について元同僚に照会したものの、関係資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、元事業主の妻及び元社員は、「給与手取り額が減るため社会保険の加入を拒否していた者も数名いた。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、B社の所有する雇用保険被保険者台帳から、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、当該台帳には資格取得日が記載されておらず、勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、同時期に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、 社会保険事務所が保管するB社に係る被保険者記録から、申立期間に同社で 被保険者であることが確認できる複数の同僚に厚生年金保険の加入状況に ついて照会したところ、4人のうち3人は申立人と同様に現場工事に携わっ たが、入社時から厚生年金保険に加入させてもらえず、16か月から61か月 後に厚生年金保険に加入していると証言している。

さらに、B社は、現在「人夫」という雇用形態者はおらず、当時の資料も無いため不明と回答しており、申立てに係る事実について関連資料及び証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月25日から42年9月1日まで

② 昭和43年3月31日から45年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

A社には、昭和34年ないし35年ごろから農閑期の季節工として勤務していたが、38年の災害による不作の救済で同社に旧C村から大量の季節工が採用された。昭和38年ごろから常勤の社員扱いとなり平成4年2月の定年退職まで勤務した。

いずれの申立期間も給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の一部である昭和44年2月1日にA社における雇用保険の資格を取得した記録があることから、その期間については申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる上、申立人の上司及び同僚は、「申立人はすべての申立期間、継続して勤務していたと思う。」と証言している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同じ季節工4人の当該事業所における 厚生年金保険被保険者資格の取得日は、その同僚の証言による勤務開始日より も後であることが確認でき、当該事業所で総務を担当していた複数の同僚は、 申立期間当時は多くの季節工等がいたものの、社会保険に加入させていなかっ たかもしれないと証言している。このことから判断すると、当該事業所は、必 ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、か つ、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけでもないことがうかが える。

また、B社が保管していた昭和54年現在と記載されている申立人が作成した履歴書には、「昭和38年10月A社季節工として就職」、「45年4月A社臨時工 現在に至る。」との記載がある一方、同社が保管していた申立人に係る身上調書には「入社年月日39年10月20日」との記載があり、資料によって申立人の入社時期の記載が異なっていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間当時に当該事務所において厚生年 金保険被保険者資格を取得した 68 人のうち、29 人が申立人と同様に資格の取 得と喪失を繰り返していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について給与から厚生年金保険料を控除された 具体的な記憶が無い上、当該事業所は、当時の関係資料は残存しておらず、保 険料控除について不明と回答していることから、申立人が事業主により給与か ら厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月5日から30年2月13日まで

A事業所に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給済みである との回答を受けた。脱退手当金は受給していないし、脱退手当金がもらえる ことも知らなかった。調査をして厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、保険給付記載欄の給付種類欄に脱退手当金の支給を示す「脱退手当金」、備考欄に「法第69条」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和30年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和39年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年11月から18年4月まで

② 昭和18年11月から19年4月まで

③ 昭和33年11月から34年4月まで

④ 昭和38年10月から39年4月まで

⑤ 昭和39年11月から40年4月まで

私は、17歳から60歳ぐらいまで季節労働者として働いており、A社、B社、C社などは厚生年金保険の加入期間となっているが、申立期間については勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の加入期間となっていないので、調査の上、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、D社E事業所に季節労働者として勤務 していたと主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚二人は、当該事業 所の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時の被保険者として確認できる者からは、高齢、死亡等の理由により証言を得ることができないことから、申立人の申立期間①における当該事業所の勤務を確認することができない。さらに、当該事業所が昭和44年に解散していることから、その子会社であったF社に照会したところ、当該事業所の人事記録、社会保険関係等の書類については継承されていないため、申立人の勤務実態等については不明である旨の回答であった。

2 申立期間②について、申立人は、G社に季節労働者として勤務していたと

主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚3人は申立期間②において当該 事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保 険被保険者名簿において、申立期間②当時の被保険者として確認できる者 からは、高齢、死亡等の理由により証言を得られないことから、申立人の 申立期間②における当該事業所の勤務を確認することができない。

さらに、当該事業所の給与厚生業務を代行しているH社に照会したところ、 昭和34年以前の書類は残存しておらず、申立人の勤務実態等については不 明である旨の回答であった。

3 申立期間③について、申立人は、I社の下請会社に季節労働者として所属し、同社のJ班とともに勤務していたと申し立てているが、申立人が勤務していた下請会社名については記憶が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、I 社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、申立人が上司として名前を挙げた者は、申立期間③より後に資格取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の複数の社員からは、「申立期間当時は災害による被害の復旧工事のため、臨時作業員を多数雇用していた。しかし、申立人の名前に記憶は無い。」とする旨の証言が得られた。

以上のことから、申立人の申立期間③における勤務を確認することができない。

4 申立期間④について、K社の社会保険事務を担当していた同僚は、申立人が職人として在籍していたと証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、その同僚は、申立期間④当時、当該事業所では、正社員のみを厚生年金保険に加入させ、職人については厚生年金保険に加入させていなかったと証言している。

また、申立人が名前を記憶する上司二人は、申立期間④において当該事業所における厚生年金保険被保険者として記録が無い。

5 申立期間⑤について、申立人は、L社M工場(現在は、N社)に季節労働者として勤務していたと主張しているが、申立人が挙げた同僚一人(既に死亡)は、当該事業所における厚生年金保険の記録が無い。

また、N社O本社の人事記録について照会したが、申立人の勤務歴を確認することができず、社会保険関係の書類も保管されていないと回答があった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間⑤当時に被保険者資格を取得したことが確認できる者で連絡が取れた同僚一人は、申立人については記憶が無いと証言している。

以上のことから、申立人の申立期間⑤における当該事業所での勤務を確認することができない。

6 申立人は、すべての申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から平成5年12月31日まで 昭和60年10月からA社に勤務したが、経歴から計算した給与額と実給与 額が相違している。平成5年12月7日に銀行口座振込でこの給与差額(誤 って支払われなかった給与の一部)の支払いがあったが、振込以前の標準報 酬月額が変更されていないので、標準報酬月額の変更を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当該事業所が提出した履歴書、臨時職員の賃金訂正についての経過書及び差額計算書により、昭和60年10月から平成5年3月までの期間、申立人の給与を誤った計算に基づき少なく支払っており、その給与額により決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと回答している。

また、当該事業所は、平成元年4月から5年3月までの給与及び賞与の差額 を同年12月27日に申立人に支払っているが、その差額計算書には厚生年金保 険料の記載はなく、当該保険料が控除されたとは認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は 見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月11日から31年9月1日まで 私は、A社勤務中に会社の命令でB社に出向したが、記録では勤務開始から11か月間が厚生年金保険に加入していない旨の回答を受け取った。間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

出向元であるA社の従業員名簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社に勤務(昭和30年10月11日にA社からB社に移籍出向)していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社は昭和31年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、移籍出向した昭和 30 年 10 月ごろB社に勤務していたとする同僚 3 人及び 31 年 8 月 21 日にA社からB社に出向した同僚のB社における厚生年金保険の資格取得日は、いずれも同年 9 月 1 日となっている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、B社を 吸収合併したC社は、申立てに係る関係資料は残存しておらず不明としており、 申立人も申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から同年11月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に ついて厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私がA社に昭和16年5月に入社した後、同社を含むB地区の同業者が合併して社となった。その後、さらにB地区とD地区の会社が合併し、18年6月にE社となり、後にF社となった。私は、20年10月末ごろまで、これらの会社に継続して勤務しており、厚生年金保険も継続して加入していたはずなので、給料明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社は、昭和 18 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年 10 月 1 日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができない。

また、E社G営業所は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和18年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっている。そこで、社会保険事務所が保管している両事業所の被保険者名簿から、18年6月1日にA社において資格を喪失し、同日付けでE社G営業所において資格を取得した者で氏名等が判読できた13人を調査したところ、そのうち10人は既に他界しており、3人は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する昭和 18 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった F 社の被保険者名簿においても、申立期間について申立人の氏名は無い上、健康保険証の整理番号に欠落も無いことから、申立人の記録が

失われたとは考え難い。

なお、申立人は、B地区の同業者が合併してC社が設立されたと申し立てているが、同社は申立期間後の昭和23年8月20日に設立されたことが確認できる。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。